

第3回 かけがわブランド認定品申請書

掛川商工会議所 宛

第3回かけがわブランド募集要項に基づき、下記申請商品が関係法令に準拠し、かつ違反してないことを誓約し、下記の通り申請します。

記

申請商品名	(ふりがな :)
-------	-----------

1. 申請団体・申請者

会社(団体)名			
代表者氏名		役 職	
住 所	〒 (-)		
T E L	() -	F A X	() -
創 業 年	年	資 本 金	千円
業 種		従業員数	人
担当者氏名		担当者役職	
担当者連絡先	T E L		F A X () -
	E-Mail		

2. 申請商品について

販売開始時期	年 月	販売価格 (円・税込み)	
主な販売場所			

3. 申請商品のセールスポイントを具体的にご記入ください。

(1) 商品の特徴や独自性、工夫した点、こだわりなど

(2) 掛川らしい点（あれば）

4. その他PR事項

★上記3の項目以外の「申請商品の強み」をご記入ください

例) 知的財産権の有無、マスコミ登場頻度等

ご記入いただいた内容は、応募者把握のために利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。

令和6年9月吉日

会員事業所 各位

掛川商工会議所

第3回「かけがわブランド認定品」募集のご案内

日頃より商工会議所事業について、ご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当所では地域ブランドによる活力あるまちづくりを進め、会員企業を応援するため、優れた地域産品を「かけがわブランド認定品」として選定し、認定品のPRを行っています。

つきましては、貴社オリジナルの「商品」の販促策として、ご応募下さるようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 募集期間

令和6年9月1日～10月31日

2. 認定品要領（抜粋）

■事業目的

掛川の企業が創意工夫を凝らし、製造・加工している地域産品を「かけがわ地域ブランド」として認定し、内外に情報発信することで、掛川地域発の商品のブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

■認定資格

掛川商工会議所の会員事業所

■認定基準

①下記基準（3つ）のいずれかに当てはまるもの

- ・掛川産の原材料を使用している
- ・主たる部分（キーパーツ）を掛川市内で製造・加工している
- ・自社開発商品である（共同開発含む）

②各社「自慢の逸品」を登録すること 『1社1品』

③生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること

④関係法令に準拠し、かつ違反していないこと

⑤他の特許品または登録品の模倣品でないこと

⑥その他（販売実績があり今後も販売できる状況にあること等）

※加点要件—商品が「掛川」をPRする内容を含むもの

■認定方法

認定基準による評価を行い、審査会の審議により決定します。

■認定費用

申請費用はありませんが、認定された場合、1品目1万円（2年）の登録料が必要です。

3. 認定品申請

募集要項をご確認いただき、ご不明な点があればご相談ください。

申請書は当所HPからダウンロードできます。申請商品の写真データ・販売状況が分かるものを添付して、当所メールアドレス(info@akegawa-cci.or.jp)宛にご送付をお願いします。

4. お問い合わせ 掛川商工会議所 総務企画課 電話0537-22-5151

第3回 かけがわブランド認定品 募集要項

1. 募集期間

令和6年9月1日～10月31日

2. 申請方法

申請書ファイルに必要事項を入力していただき、申請品の写真データと販売状況の分かるものを添付し、当所代表メール(info@kakegawa-cci.or.jp)宛に送付してください。

※提出された書類等は、原則として返却いたしません。

3. 添付資料

①	写真データ (必須)	申請品を撮影した写真データ(JPEG形式) ※認定された場合、提出された写真データを広報媒体に使用します。
②	販売状況の わかる物 (いずれか 1点を必須)	1 商品が売られている売場の写真 2 商品メニュー 3 通信販売等している場合は、商品カタログ 4 ネット販売している場合は、ホームページの画面のコピー
③	その他 (任意)	・会社案内、主要製品カタログなど会社PR資料 ・申請品に関する紹介記事(新聞・雑誌・書籍などの写し)など

4. 申請方法

①申請書は、ホームページからダウンロードできます。

②申請品は認定要領に基づくものとし、同一品目と認められる商品等で品名や内容量が異なる場合などは、一つの申請として下さい。

5. 認定方法

- ・11月下旬から12月上旬開催予定の審査会で認定基準に基づく評価を行います。審査会の結果(認定の可否)は、後日郵送にて通知します。
- ・認定品は新聞紙上で発表し、認定証を交付します。

6. 認定に係る経費

申請…無料(申請に係る経費はありません。)

認定…1品目あたり税込1万円(認定された翌年度4月1日から2年間分)の登録料を納付。

更新…認定品有効期間(認定された翌年度4月1日から2年間)終了後、継続を希望する場合は、1品目あたり税込1万円の更新料を納付いただきます。

7. 広報

パンフレット等の広報物・ホームページに掲載/認定シールの添付/展示会等の情報提供/マスコミへの情報提供他(パンフレット等の制作にあたりましてはご協力ください。)

8. 販促品

認定事業所には、販促品(シール等)を実費にて販売します。

かけがわブランド認定品 認定要領

1. 主催

掛川商工会議所

2. 事業目的

掛川の企業が創意工夫を凝らし、製造・加工している地域産品を「かけがわ地域ブランド」として認定し、内外に情報発信することで、掛川地域発の商品のブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

3. 認定資格

掛川商工会議所会員事業所

4. 認定基準

①下記基準（3つ）のいずれかに当てはまるもの

- ・掛川産の原材料を使用している
- ・主たる部分（キーパーツ）を掛川市内で製造・加工している
- ・自社開発商品である（共同開発含む）

②各社「自慢の逸品」を登録するものとし、『原則として1社1品』とする

③生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること

③関係法令に準拠し、かつ違反していないこと

④他の特許品または登録品の模倣品でないこと

⑤その他（販売実績があり、今後も販売できる状況にあること等）当所が適当と認めるもの

※加点要件 - 商品が「掛川」をPRする内容を含むものであること

但し、下記項目に該当する場合は選考対象から除外する場合がある。

①意匠権・工業所有権など他の権利を侵害していると思われるもの

②評価対象が主としてデザインだけである場合

③その他、選考の対象から除外すべき特別な理由があると当所が判断する場合

5. 認定方法

認定品審査会にて認定基準に基づく評価を行い、決定する。

6. 認定に係る経費

認定品事業を運営する経費として、必要に応じて費用を徴収する。

7. 認定品有効期間

認定品の有効期間は、認定された翌年度4月1日から2年間とし、その後の継続認定を希望する場合は、所定の継続認定申請書を提出する。但し、認定を取り消された場合には取り消しの日からその効力は消滅する。

8. 認定品の取り扱い

①認定品を周知するため、認定品カタログ・ホームページ等に掲載する。

②マスコミへの積極的な情報提供など各種媒体、機会を活用してPRする。

③認定品にはブランド認定マークを付し、当所並びに認定事業者双方でPRを行う。

第3回 かけがわブランド認定品申請書

掛川商工会議所 宛

第3回かけがわブランド募集要項に基づき、下記申請商品が関係法令に準拠し、かつ違反していないことを誓約し、下記の通り申請します。

記

申請商品名	(ふりがな :)
-------	-----------

1. 申請団体・申請者

会社(団体)名			
代表者氏名		役 職	
住 所	〒 (-)		
T E L	() -	F A X	() -
創 業 年	年	資 本 金	千円
業 種		従業員数	人
担当者氏名		担当者役職	
担当者連絡先	T E L		F A X () -
	E-Mail		

2. 申請商品について

販売開始時期	年 月 ~	販売価格 (円・税込み)	
主な販売場所			

3. 申請商品のセールスポイントを具体的にご記入ください。

(1) 商品の特徴や独自性、工夫した点、こだわりなど

(2) 掛川らしい点 (あれば)

4. その他PR事項

★上記3の項目以外の「申請商品の強み」をご記入ください

例) 知的財産権の有無、マスコミ登場頻度等

ご記入いただいた内容は、応募者把握のために利用する他、事務連絡や関連事業の情報提供のために利用することがありますが、第三者に公開するものではありません。